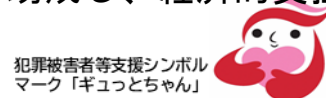


～愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金の助成について～

愛媛県では、県と市町が一体となって、犯罪被害者やその御遺族が犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる場合に転居費用を助成し、経済的負担の軽減を図るための助成金を交付します。



対象となる犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為のうち、以下のもの ・殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害 ・その他転居費用助成金の交付が被害の状況等によって特に必要であると会長が認める犯罪行為 （令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害（過失犯除く）に限ります。）
対象となる方	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛媛県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族のうち、以下のいずれかに該当する方 ・犯罪行為により住居が著しく損壊する等したために、従前の住居に居住することが困難となった方 ・犯罪行為による被害を受けた場所が、被害者の住居又はその付近であるなど、再被害のおそれ、二次被害の発生その他の事情により、精神的に従前の住居に居住することが困難となった方 ・転居先（県内に限る）で再被害のおそれ又は二次被害の発生により、再度転居が必要な方（※1回目の転居と合わせて20万円の範囲内）
助成対象費用	助成額 上限20万円（消費税及び地方消費税を含む） ・運送に要した費用 ・荷造り等のサービスに要した費用 等
対象とならない場合	◇同一の犯罪被害における転居の費用について、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合 ◇犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合 ◇申請者が暴力団員である場合のほか、暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇犯罪被害者が加害者と親族関係にある場合 ◇その他事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合 等
申請に必要な書類	申請様式及び申請に必要な添付書類については、詳しくは愛媛県や市町のホームページを御確認ください。
給付決定の取り消し・返還	交付決定後、交付対象とならないことが判明したとき、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたと認められたときは、交付決定が取り消され、返還をしなければなりません。
申請方法・申請期限	<申請方法> 愛媛県県民生活課又はお住いの市町の窓口へ御持参ください。不明な点がございましたら、県又はお住いの市町の窓口へ、電話等にてお問い合わせください。 <申請期限> 当該犯罪行為を知った日から1年以内

<市町の窓口>

市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	089-948-6690	東温市	社会福祉課	089-964-4406
今治市	市民参画課	0898-36-1530	上島町	総務課	0897-77-2500
宇和島市	総務課	0895-49-7005	久万高原町	総務課	0892-21-1111
八幡浜市	総務課	0894-22-5988	松前町	危機管理課	089-989-5103
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	砥部町	地域振興課	089-962-7250
西条市	人権共生課	0897-52-1360	内子町	総務課	0893-44-6150
大洲市	危機管理課	0893-24-1742	伊方町	総務課	0894-38-2655
伊予市	福祉課	089-982-7330	松野町	町民課	0895-42-1113
四国中央市	市民課 くらしの相談センター	0896-28-6143	鬼北町	総務財政課	0895-45-1111
西予市	人権啓発課	0894-62-6492	愛南町	総務課	0895-72-1211

<愛媛県>

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課
消費・くらし安全安心グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(電話) 089-912-2336

